

別海町議会会議録

第2号（平成27年 9月 9日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 大内省吾 議員
- ② 2番 外山浩司 議員
- ③ 4番 木嶋悦寛 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 1番 小椋哲也 議員
- ⑥ 11番 瀧川榮子 議員
- ⑦ 7番 今西和雄 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 大内省吾 議員
- ② 2番 外山浩司 議員
- ③ 4番 木嶋悦寛 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 1番 小椋哲也 議員
- ⑥ 11番 瀧川榮子 議員
- ⑦ 7番 今西和雄 議員

○出席議員（16名）

1番 小椋哲也	2番 外山浩司
3番 大内省吾	4番 木嶋悦寛
5番 松壽孝雄	6番 森本一夫
7番 今西和雄	8番 西原浩
9番 沓澤昌廣	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 戸田憲悦
13番 中村忠士	14番 渡邊政吉
副議長 15番 佐藤初雄	議長 16番 松原政勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼 猛	副町長	佐藤 次春
教育長	真籠 毅	代表監査委員	志賀 正章
監査委員	田村 秀男	総務部長	竹中 仁
福祉部長	河嶋 田鶴枝	産業振興部長	佐藤 則夫
建設水道部長	宮越 正人	教育部長	中谷 隆弘
病院事務長	佐藤 一彦	会計管理者	田保 圭乙
監査委員事務局長	佐藤 敏	農委事務局長	山崎 茂
総務部次長	佐藤 告	建設水道部次長	金田 秀幸
教育部次長	下地 哲	総務課長	佐藤 告
総合政策課長	浦山 吉人	財政課長	阿部 美幸
福祉課長	山田 一志	介護支援課長	今野 健一
農政課長	門脇 芳則	管理課長	伊藤 一成
事業課長	金田 秀幸	事業課技術長	山岸 英一
上下水道課長	小島 実	学務課長	佐々木 栄典
生涯学習課長	下地 哲	図書館長	千葉 宏

○議会事務局出席職員

事務局 局長 登藤 和哉 主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

13番 中村 忠士
15番 佐藤 初雄

14番 渡邊 政吉

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） 若干時間前でございますが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

おはようございます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

13番中村議員、14番渡邊議員、15番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（松原政勝君） 日程第2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番大内省吾議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。3番大内議員。

○3番（大内省吾君） トップバッターでありますので、張り切って元気に行きたいと思っております。

通告に従いまして、一般質問をいたしますので、明快な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、回答内容によりましては、再質問させていただきますのであらかじめ御了承願います。

今年の根室管内は、例年になく発達した低気圧の影響を受け、昨年12月から相次ぐ暴風雪に見舞われ、積雪量が平年を大幅に上回り、本町でも予算の追加補正により過去最高の3億1,000万円の除雪費をかけ、除雪作業に当たっていただいたところであります。

また、今年は湿った重い雪による牛舎・ハウスなどの倒壊や強風により屋根が飛ばされる被害が各地で発生したほか、国道、道道の通行止めもあり、各学校での臨時休校が相次ぐなど住民生活にも大きな影響が出て、町としても避難所の開設や除排雪作業、あるいは苦情等の対応に追われたことと思っております。

このような暴風雪による対応を振り返り、今後も気象の変化が予想される中、来季に向けての除雪体制や緊急時の連絡体制の整備について、今はまだ、先の話ではあります。町としてどのように考えておられるか、4点について質問いたします。

まず1点目は、本町における除雪車両等の保有台数や今後の配備計画についてござい

ますが、現状での民間を含めた除雪機械の保有台数で十分とお考えでしょうか。

本町の道路の除雪の場合、1回目や2回目ぐらいは除雪が容易にできるわけですが、先に除雪した雪の山があるために、その後の除雪には時間を要するなど大変な困難が伴います。さらにそこに雪が吹き込むと深い雪だまりが出来て、一層除雪に時間がかかります。

また、除雪が終了しても車1台が何とか通るのがやっとの状態となり、視界も悪く、救急搬送や牛乳集荷にも支障をきたしているのが現状です。

とりわけ、別海の西部地域につきましては、山並に近いこともあり、毎年のように大雪や地吹雪に悩まされており、標茶・中標津間の道道13号線を越えた西側にも別海町のエリアがあるわけで、スムーズな除雪ということを考えると除雪機械としては高価なようですが、西部地域への除雪ロータリー車の重点的配備が必要と考えます。

また、ロータリー車の導入は、長期的な観点から押しにくい雪だまりに時間と費用をかけるよりは、費用対効果の面でも得策ではないかと考えます。本年3月の予算の審議の中で、町から「今年、民間で大型ロータリー車を購入予定になっており、その業者と契約したい」、「町での購入も検討が必要だ」というお話があったようでございますが、ロータリー車の導入配備につきましては、早期のライフライン確保を切望する地域住民の方々の多くの声でもあります。

その後、大型ロータリー車の導入についてどのような検討をされ、配備しようとしているのかお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） それでは大内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現状での除雪車両の保有台数で充分か、という御質問についてですが、昨年度は、町有車12台と民間借り上げ車82台、内9台は排雪用ダンプですが、併せて94台で対応しています。

記録的な大雪となりました昨年度は、各地区除雪作業に大変苦慮したところではあります。例年の降雪においては、除雪対象路線の通行はほぼ確保できており、除雪車両は充足していると考えています。

次に、西部地域へのロータリー車の重点配備についてですが、議員御指摘のとおり、西部地域におきましては本町の中でも積雪量が多いことから、昨年度もロータリー除雪車2台を投入して作業を進めており、実質、重点配備の状況にあります。

また、御質問の中にもありました、新たにロータリー除雪車を購入した業者は、上春別の業者でございまして、今年度からは3台体制となりますので、更なる作業効率の向上を期待しております。

続いて、町のロータリー除雪車の購入の件でございます。本町の除雪対象路線は971キロメートルと非常に長く、高速で作業を行える除雪専用トラックの配備が有効であり、費用対効果も高いと判断しています。

したがって、町所有ロータリー車1台の配備が妥当と考えております。

○3番（大内省吾君） 考えているということは予定してということですか。配備について。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） ただいまのお答えでございますが、理事者のほうからは、その辺も考えるようにということでございます。

購入車両につきましては、年次計画を作っておりますけれども、状況によりましては、

昨年度の状況が続くようなということで判断した場合には、それも考えたいということでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） やはり前に町長にお聞きしましたときには、このロータリー車、新車で大体6,000万ぐらいするというような話を伺っていたわけですが、このロータリー車の購入につきましては、やはりすぐ買うということもなかなか予算の面で大変だと思います。

やはり1年でも2年でも時間をかけて、その中で用意していくことが大事だと思います。例えば3台用意すればいいというものではなく、やはり地域の中、900、1,000キロぐらいあるのですね。除雪する地域が。今、お聞きいたしますと。

そうでありますと、やはり2台や3台では足りないと思いますので、そのようにしていったほうがよろしいのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 基本的な答えについては、今、建設水道部長のほうから申し上げたとおりでございます。

今回は、我々も経験ないような記録的な豪雪ということで、それぞれ町民の皆さんにも大変御不便、また、御苦勞かけましたし、今回のこの除雪に当たっていただいた民間の皆さん含めてですね、業者の皆さんにも、まさに不眠不休の中で除雪に当たっていただいたということで、感謝をしているところでもございます。

なかなかこういう近年稀にない豪雪にですね、常に対応していくということは、なかなかこれは困難なことだと思っているところではありますが、そういう中で、そういう皆さんの御苦勞もいただきましたし、そういう中で除雪を開発、さらには土現とも連携をとりながら、それぞれ最低限のライフラインを早急に確保していく、そういう体制ですね、今回、除雪作業に当たったところでありまして、今回については数日間に及ぶ日が何日間も、この吹雪、降雪が続くという、そういう中で危険な状況の中でね、除雪を行っていかなければならない。

また、救急車等ですね、対応にもしっかりと当たっていかなければならない、そういう中で、今回についてはある程度、時間も要したということではありますが、これもですね、そういうことを通常のとおり、そういった状況の中でも、やっていただきたいという思いは十分我々もわかりますが、なかなか現実には今回のように難しかったということでもございます。

したがいまして、これらを教訓としてですね、今、建設部長が申し上げましたとおり、さまざまな、いろいろな機関と連携でありますとか、また、効率的な除雪を行える体制含めてですね、また、機器の充実も含めてましてですね、対応できるように、今後、除雪体制含めてですね、今後、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、その除雪ロータリー車、ことし冬から民間等含めて、3台体制になるということで、その分は充実の方向に向かっていくと思いますが、さまざまなこと、これを教訓にですね、検討していきたい、そのように考えております。

また、除雪車ロータリー車の導入につきましても、そういう状況を勘案しながら、そして今日まで計画的に、計画に沿ってですね、入れ替えてきたという状況もありますので、

それらを含めて検討させていただきます。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） 水沼町長の考え方もわかりました。

地域のそこに暮らす人たち、やはりここが大事なところでございますが、大成、本別、そして柏野、泉川、光進、そういう地域を含めた西部地域全体の思いでありますので、なるべくそういうふうな思いに応えるように、ひとつやっていただきたいと、このように思います。

それでは、引き続き2点目に移らせていただきます。

2点目は、雪捨て場の確保についてであります。

近年、温暖化の影響もあり、雪の量が年々増えているように思います。

私の住んでいる市街地にも指定された雪捨て場がないのですが、町内各地の市街地にも実は、身近な使いやすい雪捨て場が意外に少ないと常々思っていました。

そこで、例えば民有地でも空き地があれば町が借り上げる、あるいは税金を減免するなどにより、土地の所有者にお願いして利用させていただき、使いやすいもっと多くの雪捨て場を細やかに用意し、住民にお知らせするようなことも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 有用な御提案をいただきました。

これまで町指定の雪捨て場については、別海市街と西春別駅前市街にそれぞれ1箇所あるのみとなっており、それにつきましては別海広報で周知をしているところです。

町では、その場所の確保を課題としながらも、ほかの地区においては、市街地やその近隣に適当な町有地の確保が難しく、雪捨て場を増設できていない状況でした。

御提案のありました民有地の借り上げ等につきましては、今年度の対応は難しいところですが、次年度以降、適当な用地が確保できれば検討したいと考えています。

その他、早期に対応できる施策を考査した結果、現在、工事発生土の置き場として使用している町有地を冬期間の雪捨て場として開放することで調整を図りたいと考えております。

なお、このことについては決定次第、町広報等で広く住民周知をいたします。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） わかりました。そのようにひとつ進めていただきたいと思えます。

引き続き、次は3点目に移らせていただきますが、最近目につくことですが、国道、道道と町道の交差点付近の道路周辺に雪が山のように積まれたままとり、交通事故や隠れた危険が懸念されております。

特に国道は交通量も多いことから開発局にも働きかけ、道と町もそれぞれ連携して市街地の路側帯の排雪をまめにやっていただければと思っております。

また、これまで国道は除雪している、道道は除雪しているが、町道は通行止めになっている、隣の町の道路はどうなっているのかといったような各道路管理者間での情報の共有や対応等々、国や道、あるいは隣接する市・町とのきめ細かい連携が必要と思えますが、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたします。

関係機関との連携につきましては、毎年、降雪期を前に北海道建設管理部中標津出張所管内において、開発局、建設管理部及び4町での「冬期間の道路維持管理に係る連絡調整会議」を行い、各担当者で連絡体制を確認しています。

御指摘のありました点につきましては、今後、その会議を通して、より細かい作業の確認と地域住民の皆様には有益な情報の交換ができるよう、連携を強化していきたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） よくわかりました。

やはり町民の皆様方の中には、どうしてもちょっとした吹雪の中でも、どうしても急いで出かけなければならない方も、時にいらっしゃると思います。

各管理者間で、なお一層情報交換し、できれば早目にインターネットなどで配信していくことも大事なことと考えます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは引き続き、4点目に移らせていただきます。

4点目は、本町の「除雪計画」等についてでございます。

町では、過去には「除雪作業は通勤・集乳時間前の完了を目標に行っております。」とか、「事故などを防止するため異常気象時には除雪作業を実施せず、国道・道道と基幹町道の交差点を通行止めにしていきます。」などといった町民への除雪時のお願い等について、広報等で町民へ知らせていましたが、ここ数年はありません。

つきましては、①基本方針、②除雪体制の強化、③除雪道路の拡充と優先確保、④関係機関との連携、⑤町民への速やかな情報提供などを盛り込んだ「除雪計画」を策定し、例えば、過去には周知していた「除雪は通勤・集乳時間前の完了を目指す」などの、町の除雪に対する方針等をしっかり町民へ知らせる必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 町の除雪計画についての御質問でございます。

本町の除雪計画につきましては、毎年作成しております「除雪対策実施要領」に明記し、毎年度更新しております。

なお、除雪作業や廃雪場所等の関係情報につきましては、別海広報に掲載しているほか、町のホームページにおいてもその都度、最新の実施状況等の情報を掲載しているところであります。

いずれにいたしましても、その対応自体が町民の皆様には認知されていない状況であれば、あらゆる機会や広報媒体を利用し、広く町民の皆様にはわかりやすくお知らせをしたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 3番大内議員。

○3番（大内省吾君） この質問でございますが、現在、町としては何センチくらいの降雪があれば、除雪の出動基準としていらっしゃるのか。基準はあるのでしょうか。

例えば、最近の新聞報道によると今まで降雪量15センチで出動していたのを10センチ下げるといふようなところも出てきているわけですが、本町としての決め事はあるのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） お答えいたします。

除雪の出動基準としましては、10センチを目安としております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 大内議員よろしいですか。3番大内議員。

○3番（大内省吾君） この雪対策につきましては、近年の雪に悩まされている多くの町民の皆様の思いでありますので、今後の状況を見ながら、また機会があれば質問したいと、このように考えております。

以上4点について御質問いたしました。ことしの冬の豪雪を教訓に、今後の除雪体制について、町民の協力も不可欠なことからしっかりした対応が必要と考えますので、よろしくようお願い申し上げます、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 答弁よろしいですか。

以上で、3番大内省吾議員の一般質問を終わります。

次に、2番外山浩司議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

1点目です。別海高等学校への補助拡大についてであります。

平成26年に別海高校普通科の入学者が80名を割り普通科が2学級となりました。北海道教育委員会は27年度から2学級編成に決定をしました。

それを受け、3学級編成復活に向け、町民集会の開催、署名活動など町民上げて取り組んできました。しかし、中学卒業生の減少や進路希望の多様化により、残念ながら27年度の入学希望者も80名を割りました。この結果、1学級減により高校の教員定数が6名の減になり、教育課程の編成や部活動の顧問体制に大きな影響を与えています。

生徒や保護者が高校選択に当たっては、高校の魅力、落ち着いた学校生活、学力向上、部活動、希望の進路実現等と経済面が挙げられます。

別海高校は、10年前の4月に放映された「桜の花の咲く頃に」と同じく、生徒と教師が強い絆で結ばれた、とても素晴らしい高校です。

今年度から、通学バスの支援により利用者の保護者から大変好評を得ています。また、Eーランニングの導入により大学受験者の大きな励み、力にもなっています。

現在は、中学校卒業生の約5割、普通科は約4割が別海高校へ進学をしています。

別海高校の良さを再確認してもらい、地元の高校への進学率を高めることが大切、重要だと考えます。

そこで質問をさせていただきます。

1点目、入学時における教科書、制服代の一部補助や部活動における地区大会遠征補助の支援についてです。

高校入学時の際に、教科書、制服、指定ジャージ、生徒会費などの諸経費で約11万円程度かかります。そのうちの一部補助をできないか。

また、部活動における全道大会・全国大会出場には一定の補助がありますが、地区大会までには至っていません。貸し切りバスの値段が高騰し、釧路方面への練習試合等も含め大きな負担になっています。

補助を地区まで拡大できないか2点についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 外山議員の御質問にお答えさせていただきます。

別海高校への支援については、本年度から拡充を行っています。

また、生徒や保護者のアンケート調査を実施して、ニーズの把握も行っています。

アンケートでは、「別海高校に対し、必要と思われる支援について」との項目では、本年度から実施している「通学費の助成」、「進学対策講習受講補助」やこれまで行っている「部活動遠征費の補助」、「部活動バスの運行」が回答の多くを占めています。

これらの支援については、重点的に継続していきたいと考えています。

1点目の入学時における教科書等諸経費の一部補助については、保護者に掛かる負担も多額であると認識しておりますが、補助のあり方や有効性・必要性を含めて、今後、検討していきたいと考えています。

また、2点目の高校生の各種大会参加に係る派遣費補助について、平成26年度までは全国大会出場のみ派遣費の補助を行ってまいりましたが、平成27年度から別海高等学校支援の立場から、中学生及び小学生と同様に全道大会出場に対しても補助することとし、支援を拡大したところです。

御質問の地区大会参加の派遣費補助については、釧路等で開催される地区大会参加には、民間交通機関を利用せざるを得ない状況であり、料金の高騰で保護者負担が増えていることも承知していますが、町内小中学生のスポーツ大会等についても派遣費補助の対象とはしていないことから、それらを含め、高校生派遣費補助については、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） はい、検討していくということですので大変ありがたいと思いますが、今回ですね、標津町と別海町の一般会計予算における高校への補助率というのを調べてみたのですが、標津高校については、もう10数年来、学校の存続が危機ということで、度合いが違いますので比較になるかどうかわかりませんが、57億円の一般会計のうち2,400万円ということで約0.42%だったのですね。

本町においては、166億分のうちの3,420万円ということで、約0.204%ということで半額程度なのですから、これからですね、年数をおって行ってですね、徐々に徐々に高めていってほしいと思います。

ただ、ちなみに中標津農業高校においては、157億円の分の420万円ということで、0.02%ということで、まだまだ町立ということもあってですね、補助率は低いのですけれども、今、教育長から回答があったようにですね、少しずつ支援をしていくのが、支援も一つの魅力づくりというかな、次につながるのではないかなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、2点についてお願いします。

寄宿舎利用についてであります。

本町は、広大な地域であり通学に時間を費やす生徒がおります。また、部活動への取り組み、部活のバスを出していただいておりますが、現在の出発時間が6時と。多くの部活は6時で終わっているのですけれども、そういう状況です。

冬期間の交通事情等により寮の建設が望まれるが、その取り組み状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○町長（水沼 猛君） お答えいたします。

寄宿舎等の設置につきまして、その利用についてアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行っておりますが、町内の中学生では127名の生徒が利用したいと回答しています。

学年別では1年生が53名、2年生が38名、3年生は36名であり、男女別では男子が69名、女子が58名と、寄宿舎等のニーズは高いものとなっています。

また、56名の保護者からも子供たちに利用させたいと回答を得ています。

この結果から、公共交通機関が希薄な本町において、別海高校に進学しやすい環境を整えるためには、寄宿舎等を設置することが有効な手段と考えています。

なお、具体的に設置する場合の形態、規模、管理、運営、家賃等については、アンケート結果や学校等関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 前向きに検討ということですので、ぜひお願いしたいと思えます。

今回の調査ということで、自分でも調べたところですね、中標津農業については、今、検討していると。それ以外の美幌ですとか、帯広、標茶も含めてですね、全ての学校で寮があって、それなりの生徒たちが安心して、また、有効に時間を活用してですね、高校生活を送っているということもありますので、こういう広大な地域で、今、回答がありましたけれども取り組んでいただきたいと思います。

2点目ですが、別海高校酪農経営科に牛の飼育実現に向けての支援についてであります。

全道の酪農地帯の農業高校に牛舎があり、牛を飼育しながら後継者育成や関心のある生徒の学習に適切な教材となっています。

別海高校にも別海酪農高等学校時代には牛舎があり、自分たちの牛を飼育し、愛情を持ちながら接し、牛への理解を深めるのに大きな成果があったそうです。

しかし、「定時制が廃止され全日制に移行」と書いてありますが、私の調査ミスですね、このところは、「町立高校から道立高校へ移行」ということで訂正させていただきたいと思えます。移行される際に学校から牛がいなくなりました。その後、研修牧場や地域の酪農家で実習をしながら学習を進めています。

高校側では、北海道教育委員会へ牛舎建設と牛の飼育を要望していますが、実現に至っておりません。

現在の酪農経営科には、保護者が酪農経営に携わっていない生徒も多くおります。自分たちの牛を世話することによって酪農業への興味関心がさらに高まり、将来、酪農ヘルパーなどの酪農業に携わり、ふるさと別海を守っていく人材育成にもつながること考えます。

別海町としても別海高校とさらに連携を強化し、牛の飼育実現に向けての支援をお願いしたいと考えるが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答え申し上げます。

現在の別海高等学校には、実習用としての家畜を育てる施設はない状況にあります。

より良い実習を進めるためには、自校で施設を保有することが望ましいと考えますが、道立の農業高校は規模を縮小している傾向にあり、新たな施設の設置は難しいのが現状です。

現在、酪農経営科での実習については、別海町酪農研修牧場における実習や酪農後継者を育てる会、JAなどが協力し、町内酪農家での実習を行っている状況にあります。

地域などと協力し、酪農実習ができることは、酪農の町ならではの感じているところです。

別海高等学校の酪農経営科は、平成19年に定時制酪農科から全日制酪農経営科で継続することになり、現在に至っています。

町としては、普通科の間口増への取り組みと合わせ、魅力ある酪農経営科のあり方についても、高校と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） そのような対応でよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、先ほども学校をいろいろ調べさせてもらったのですけれども、隣の計根別農高には11頭の牛がおりますし、標茶ですとか帯広は50頭前後ですね、おりますし、今の多額の予算という話が出ましたが、標茶高校が21年ですか、できたときにやはり5億5,000万もの、施設だけですね、それほどの多額なお金がかかって、土地代除いてですね。ですから、かなり難しい面はあると思うのですが、やはり魅力ある、特色ある別海酪農科ですね、その部分、畑でも悪くはないですし、花でも悪くはないと思うのですが、やはり日本一の酪農国であるこの別海町がですね、やはり地元の高校に、やはり牛がいて、その中をとおして高校生活を学んでいくということについては、ぜひお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わりますが、昨年来ですね、署名活動9,000数名ということで、すごく町民の関心が高い中で、今に至っていると思うのです。

3年計画ということで29年度までなのですが、29年度の中学卒業生は170名ということで、ことしより30名近く多くなる中での間口減にとっては、今の1年生にとって、すごく大きな打撃になるかと、つながるかと思ひます。

関心の高いうち、また、そういう危機感もありますので、町民挙げて別海高校の間口増、また、今の酪農科がですね、牛舎についても取り組んでいけたらいいなと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 外山議員、最後の質問は答弁ありませんか。

2番外山議員の一般質問を終わります。

次に、4番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願ひます。

なお、質問は一問一答方式です。4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 通告に従ひまして、質問を進めてまいります。

障害者差別解消法施行を見据えたまちづくりの推進と福祉・教育施策及び関連施策の充実についてです。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目

的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定されました。

この障害者差別解消法の成立をもって、ひととおりの国内法整備の充実がなされたことから、平成26年1月20日に世界で140番目となる「障害者の権利に関する条約」が締結されました。

そしていよいよ、来年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。

この「障害者差別解消法」は、障害者に対する不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるものであります。

この法律はまちづくり全般について関連があり、行政機関としていかなる対応を考えているのかをお伺いします。

1点目です。町内の公共施設について、施設のバリアフリー化はもちろんのこと、障害者対応の多目的トイレの設置や施設周辺の道路や駐車場、あるいは観光施設など、車いすの利用者や視覚障害者、あるいは高齢者などが安心して通行や利用できるようにするためのバリアフリー化が必要と考えます。

最も弱い人たちに合わせたインフラの整備についてどのように考えますか。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 木嶋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町の公共施設の現状と対応についてですが、公共建築物については、平成18年12月から施行されている「バリアフリー法」に基づき高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することを目的に、その利用実態から段差の解消や多目的トイレの整備などを進めています。

また、道路・駐車場におきましては、以前から設計要領に準じて段差の解消等に配慮してきました。

さらに、平成25年4月1日から施行された「別海町高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、必要な箇所での段差を解消した歩道の整備や不特定多数の人が利用する公共建築物に車いす使用者用駐車スペースの整備を進めています。

次に、平成28年4月から施行されます「障害者差別解消法」の施行後につきましては、これまでの関係法及び条例をより広い視野から捉え、障害者の皆様の御要望には真摯に向き合い、利用実態や支障とされる部分を十分把握した上で、それを取り除くために必要で合理的な施策を可能な限り実施し、法の理念に沿った環境整備に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） これまでもさまざまな法整備がなされている中で、町としても、しっかり取り組んできているなというふうには思うのですが、いかんせん、やはり本当に、その障害のある人たちの立場に立って、その整備が進められてきているのかというのはちょっとですね、疑問な部分もあります。

費用もかかることですので、なかなかすぐにはできることではないのですが、そうしたね、実態調査、そういうものも必要になってくるのではないかなと思うのですが、そのあ

たりについてはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、障害者の皆さんもそれぞれでございますので、それぞれに生活圏等々含めましてですね、どの程度、どこに支障があって、どの点を改善すれば有益になるのかということも大変重要な部分でございますので、その法整備に合わせてですね、可能な限り、私どものほうで、それぞれですね、組織を通じて御紹介をしていただきながらですね、その把握に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 別海町はですね、福祉の制度がですね、非常にほかの町に比べてもですね、いろいろ考えられている。そして、観光なんかですね、これからもっともっと進めていこうとする中で、こうしたインフラの整備というのは非常に大事になってくると思いますので、ぜひしっかりとですね、進めていただきたいなと思います。

2点目です。町で毎月発行する「広報べつかい」は全町民に向け、町のお知らせなど掲載する貴重な情報伝達手段です。

この広報紙もあらゆる方に読んでいただくために、漢字へのルビ打ちや音声による内容の伝達などの合理的な配慮が必要となりますが、町はどのように考えておられるか伺います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 「広報べつかい」の編集に関する合理的配慮についての考え方ですが、初めに広報編集の現状を説明させていただきます。

まず、漢字のルビ打ちに関してですが、「広報べつかい」は漢字にルビを打っていません。漢字については、おおむね常用漢字を使用しており、それ以外はひらがなでの表記としています。

文字については、ユニバーサルデザインフォントと呼ばれるものを用い、視認性・可読性に配慮した読みやすい文字の形としています。

また、色における対策ですが、特定の色の識別が困難な方の誤読や錯誤を避けるため、色覚異常を持つ方が紙面を見た場合を想定し、ソフトウェアによる擬似変換を行い、紙面を確認しているところです。

次に、提供媒体と文章構成についてですが、ホームページ等で配布している「広報べつかい」は、一般に広く浸透し、閲覧者が無料で使用することのできるPDF形式、あるいは、イーパブ形式のファイルとして公開しています。

これらの形式では、パソコン・情報端末等での拡大表示や読み上げ機能に対応しており、また、読み上げ機能の認識率を高めるよう文章としても記号や略称、文体などに工夫しながら編集しています。

そこで、障害者差別解消法の施行に伴う今後の対応ですが、法では「障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと」が求められています。

このことから、「広報べつかい」が全町民を対象とした情報共有の手段であることを踏まえ、当面、現状の編集方法を継続していくことを基本に、状況に応じた「合理的配慮」のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 「広報べつかい」もそうなのですが、別海の「議会だより」ももちろん、そうした配慮をしていかななくてはいけないということで、徐々に取り組んでいきたいなと思っているのですが、その中で、今、ちょっと部長のほうから、要望があれば、という話がちらっとありましたので、それについてはですね、やはり要望がある人、できる人、それを伝えられる人、伝えられない人、あると思うのですね。そうした中で、負担にならない範囲で配慮すべきところは配慮していく。総務省なんかのホームページにも、もう既に、こうした文書なんかもルビ打ちのものと、そうでないものを用意している。

あと、パンフレット類もわかりやすいもの、一般的なものを用意しているという形で、お金のかけ方が当然違うとは思いますが、要するにできることはやっていく、そして、例えば障害がなくてもですね、高齢の方で漢字が読みにくい方なんかもあるという話も伺っております。やはりそうした配慮を積極的にやっていくということが必要なことではないかなと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。求められればというような、先ほど表現をいたしましたのは、例えばですね、広報紙では先ほど申しましたように常用漢字表を基準としているわけですが、例えば広報紙全体に、いわゆる全ルビをするですとか、そういったことをするとですね、逆に、多くの町民の方には読みにくい広報紙になってしまうということがあると思います。

先ほど申し上げましたが、色における対策であるとか、今の別海広報の発刊、発行に当たってですね、町が率先して取り得るべき対応いうものは、もちろん求めがなくてもですね、積極的に取り組んでいく必要があるというふうには考えておりますけれども、今、申しましたように、提供の仕方によっては、全ての町民の方にそれが対応できるかどうかということもございますので、場合によって求めに応じた対応もとっていく必要があるというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） そうですね、部長のおっしゃるとおりではあるのですね。

実際にルビ打ちをすると情報量が減ってしまったりだとか、ページ数がふえてしまったりだとかということもありますので、その辺は効果的な部分からやっていったりだとか、そうした配慮も必要なかと思いますが、やはりそうした気持ちを、やはり持っていくことが大事だと思いますので、進められるところからきちっと進めていただきたいと思います。

3点目です。義務教育段階の特別支援学校の分校・分教室を根室管内に設置してほしいという意見書が今年の第4回定例会において採択されました。

障害のあるなしにかかわらず、子供がより良く豊かに育つためには、家庭の温かみと本人にあった教育の場が必要です。

今こそ、この地に義務教育段階の特別支援学校の分校・分教室の設置を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 木嶋議員の質問にお答えしたいと思います。

今こそ、この地に義務教育段階の特別支援学校の分校・分教室の設置を進める必要があ

るのではないかという御質問でございますけれども、初めに、本町における特別支援教育について御説明します。

本町においては、できるだけ通常学級との関わりを持ちながら特別支援を行っていく考えのもとで、各学校に特別支援学級を設置し、今日まで至っています。

また、今年度から子供たちが早い段階で適時、適切な教育支援が受けられるよう、これまでの就学指導委員会から教育支援委員会に改め、特別支援に対し、きめ細かく相談できる体制としております。

ただし、義務教育段階において障がいの程度や特性によっては、特別支援学級に籍をおいても十分な対応が受けられない子供たちもあり、その場合、遠く離れた養護学校に通わなければならない家庭や自宅で訪問教育を受けなければならない家庭もあります。

その子の特性に合わせた手厚い教育を受けるためには身近に「特別支援学校」があることが理想であり、根室管内に設置されることは、この地域の特別支援教育にとっては望ましいと考えます。

昨年、中標津町の団体から「義務教育段階の特別支援学校の設置を求める署名活動」の要請があり、本町も協力してまいりました。総計で約1万3,000人の署名が集まり、現在、根室市においても署名に取り組んでいると聞いております。さらに議会においては、管内4町そろって意見書が採択となったところです。

本町としても設置の必要性は十分認識しており、特別支援全般について管内市町と連携を図りながら、設置について働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋委員。

○4番（木嶋悦寛君） 実際に今、管内でどういった話になっているのでしょうか。

そのあたり動きがあるのなら、ちょっと教えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 管内の動きということでございますが、当然我々もですね、先ほど教育長の答弁のとおり、この必要性については十分認識をしておりますして、何とか管内において実現をしていければなど、そんな思いであります。

まだ詳しい内容については伺っていませんが、それぞれ、そういう誘致含めた運動を展開しているということは十分我々も伺っておりますし、どういう物をという詳しい状況についてはですね、まだ説明は受けてないというところであります。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋委員。

○4番（木嶋悦寛君） 非常に多くの人たちが求めている、そういうことだと思いますので、町としてもしっかりとイニシアチブをとるぐらいの勢いで、進めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

4点目です。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針には、障害者差別解消法が広く住民に周知され、理解されるよう「行政職員に対する研修」、「事業者における研修」、「地域住民に対する啓発活動」などがうたわれています。

取り去るべき社会的障壁には、物理的にだけでなく、こうした人の理解や意識も大きく影響しています。

行政として、どのように研修や啓発活動を進めるのかを伺います。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法の基本方針には、大きく5つの重要事項が明記されており、その中の一つに、行政機関等においては広く理解を得るための啓発活動を積極的に取り組むとされています。

また、北海道における対応要領・対応方針は本年10月頃に示される予定ですので、道の方針等を踏まえ、町としての対応要領・方針を作成することとしています。

現在、検討している啓発活動として、一つ目の「行政職員に対する研修」は、障害者の日頃の暮らしづらさなどを理解したうえで、相談に乗れる職場づくりが必要と考えます。

職員一人一人が、この法律の趣旨や内容を理解することはもちろんですが、障害者に対する理解と意識向上を目的とした研修を実施し、職員の育成に取り組めます。

次に、「事業者における研修」としては、社会福祉協議会や商工会、連合町内会等を通じ各団体、事業者において、自発的な研修を実施していただけるよう促すとともに、専門的知識を持った講師を紹介するなど、事業者と連携し実施していきたいと考えています。

最後に、町民一人一人が、障害者の日頃の暮らしづらさなどを深く理解し、法律の趣旨や内容を理解していただくことは、大変重要なことだと考えていますので、「地域住民に対する啓発活動」として、別海広報やホームページでの周知のほか、パンフレットの配布やシンポジウム開催、ふれあいトーク宅配講座のメニューにするなど積極的に啓発活動に取り組めます。

また、障害者の方がどんな小さなことでも、あきらめないで気兼ねなく相談できる体制づくりを目指していきます。

いずれにしましても、障害者の普段の生活で、差別的と感じられている事柄については、少しでも解消することが大変重要なことでもあります。そのためには、町の第6次総合計画に掲げております「健やかにずっと暮らせる人にやさしい地域づくり」を念頭に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し共生できるまちづくりを推進します。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） これは障害者差別解消法ではありますが、本当に町の基礎となる部分ですね、根幹にかかわる部分であると思います。

人にやさしいまちづくりをどうやって進めていくかという、本当にいい機会になると思いますので、当然、議会もそうです。町民代表として、そして行政も町民のことを押し上げる立場として、しっかりと進めていただきたいなと思います。

このことを申し上げまして、私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 以上で、4番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 早速、1点目の質問に入らせていただきます。

別海バイオガス発電株式会社についてであります。

別海バイオガス発電株式会社の本格稼働が始まりました。再生可能エネルギーの活用例として注目されており、町も出資している上、利用農家、ひいては別海酪農そのものにも大きな影響を与える事業でありますので、事業内容、経営の状況や計画、見直し等について、透明性が確保されなければなりません。

その観点から6点について質問します。

1点目です。町民に対する事業内容、経営状況等の情報公開が充分に行われる必要があると思いますが、町の考え方をお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

別海バイオガス発電株式会社の事業内容等については、自社ホームページで会社の概要や施設概要等を公表しており、施設見学も可能なことから、一定の情報は公開されているものと考えます。

また、経営状況等については、町が2分の1以上出資している第三セクター等に関しては、毎年度、経営状況等の報告を受け、議会に提出する必要がありますが、別海バイオガス発電株式会社は、会社法に基づいた株式会社ですので、全ての情報を公表することはできないものと考えています。

ただし、町及び農協からも取締役が出ておりますし、株主への報告もされることから、会社の了解を得たものに関しては、議会や農協組合員に対して公表してまいります。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 一部は町民に知らせることができるよ、というような御答弁だったかと思いますが、冒頭申し上げましたとおりに、町が出資していると、株主である。ということは、町民が株主というふうにも考えられる。公費から出しているわけですから、町民が株主だというふうにも考えられる。

そういう意味から言って、これは可能な限りの情報公開というのは必要だろうと。

しかも、自治基本条例を私たちの町が持っているのですね。

自治基本条例には、基本原則として、情報共有の原則というものが掲げられています。

何度も何度もこの条例の中に情報の共有という文言が出てきて、情報の共有がまちづくりの根源である、というふうにもうたわれているところでもあります。

そういう精神からいって、可能な限りの情報が提供されるのが、当然というふうに思われますが、いかがでしょうかね。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 情報についてですが、いわゆる、今、部長の答弁の通りでございますが、いずれにしてもですね、いろいろな公開、さっきも言ったように会社に、株式会社でございますので、その範囲で全ての情報を公開することができないということでございますので、大体ですね、必要な情報というのは、当然、我々株主として情報を得て、そして町民の皆さんに知らせるといって、我々もJAもそうですし、そういうことで対応していきますし、したがって全てを情報公開しないというわけではなくて、ほんの一部分はそういうこともあるということでございますので、ぜひですね、情報公開といえども、やはり株式会社としてありますし、そののっつたですね、公開できることは全て公開していく、そういうことでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この点については、また、るるですね、経過に沿ってお伺いを

することがあるかと思しますので、その都度、具体的に情報公開を求めていきたいと思
います。

2点目ですけれども、借入金については12億2,000万円という説明でしたが、北
洋銀行の公開資料では、14億円の融資となっています。

この差について説明してください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

平成26年3月定例会では、概算事業費等を説明していますが、この時点では総事業費
が22億9,500万円で、その内訳は国庫補助金が6億4,500万円、借入金が12億
2,000万円、資本金は4億3,000万円と説明していたところです。

当初計画では、12億2,000万円程度の融資を計画していましたが、事業参加農家
との協議により、消化液の加温を70度上げて殺菌することとしたことから、追加工事
により事業費が増額となっています。これにより融資額が1億8,000万円程増額とな
り、総額で14億円になったとの報告を受けているところです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 当初説明されていた内訳について、総事業費から含めてです
ね、今、説明があったのですが、それでは総事業費が22億9,000万円ですね。それ
から補助金が6億4,000万、出資金が4億3,000万、借入金が12億2,000万
という説明だったのだけれども、それがどういうふうに変ったのかお知らせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

出資金が4億3,000万、融資が14億円、補助金が7億円、トータルで25億3,0
00万円となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 当初計画から比べてもですね、2億数千万、事業費が膨らんで
いるということを確認させていただきました。

3番目の質問に入ります。1日当たり計画処理量は285トンとなっていますが、現状
と今後の見通しについてお聞かせをください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

本施設については、4月から試運転に伴う受け入れを実施し、7月13日から本格稼動
をしていますが、日当たりの計画処理量については、家畜ふん尿280トン、産業廃棄物
5トンで変更はありません。

現状の処理状況については、7月13日から31日までの実績では、スラリーが477
トン、堆肥が2,808トン、合計で3,285トンであり、日当たりの処理数量としては
172トンと報告を受けています。

今後の見通しについては、原料の搬入量を調整しながら徐々に計画数量の一日280ト
ンを処理していく予定とのことであります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） スラリーと堆肥について、1日当たり172トンということで280トンの計画処理量から比べると61.4%、6割ちょっとということでもあります。

今後、どういうふうになるのかっていうのがちょっと不安をよぎるわけですが、これが280トンになるのはいつごろですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

確認したところによりますと、機械に不具合をもたらすものもあります。

現在、機械等の改良を含め対応中ではあり、全てのものが受け入れられるようになれば、計画どおり処理できるとのことです。

現時点での見込みといたしましては、9月の末をめどに機械の調整をした中で、計画数量を受け入れるようなことで、今、現状進んでおります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今のお答えで機械の不具合ということが言われましたけれども、この機械の不具合というのは具体的にどういうことですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

7月13日から本格的に稼働しておりますが、スラリーについては問題なく受け入れができております。

堆肥につきましては、かたいもの、やわらかいもの、固まり、または土の状態になったようなものまで搬入されております。

当初から想定した、想定外の部分の中でわらが長いもの、短いものといういろいろな性状のものが入ってきていると、そういう中で、それに全て対応できるような機械の状況ではないという部分の中で、その辺の設備の部分で、追加した中で整備して調整を図りながら、9月末の1日280トンの計画に持っていきたいという部分で、現在、進めていると聞いております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 285トンのうち、280トンの問題については、今、質問させていただいたのですが残る5トンですね。産廃を5トン受け入れるという計画になっていました。

これについては、現在、許可の申請中であるということで、受け入れはしていないというふうにお聞きをしています。

9月中には許可がおりるのではないかというふうな見通しだということも聞いておるのですが、そこら辺について確認をさせていただきたいと思います。

1日5トンを受け入れるめどは立っているのかということ、あるいはどこから持ってくるのかということについてもお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） まず1点目の質問ですが、もう振興局のほうに申請をしておりますが、まだ認可はおきてきていない。見込みとしまして9月中にはおきてくるのではないかという部分になります。

残りの5トンにつきましては、まだ確定しておりませんので、今後、検討してまいりま

す。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 5トンの具体化はできていないというお話でしたけれども、仮に9月中に許可がおりて、10月から受け入れられるよと。条件は整ったけれども受け入れられないということが、どうも起こりそうだということでもあります。

この食品残渣に関する処理料として年間計画ではね、計画では1,800万円余りを収入として見込んでいるわけですよ。

そういうことからいうと非常に大きな額であり、この点での見通しをしっかりと立てる必要があるというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

その辺につきましては、会社の中身でございますので、その辺、確認も届いておりませんし、回答を控えさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 少し補足させていただきますが、廃棄物の処理についてはですね、施設が完成してからでないと道の許可もおりないという、これは現実のお話でありますので、こういう形になっているということでもあります。

また、先ほども言いましたように、今、平均しますと170何トンの処理というふうになっています。

バイオガス発電の性質上ですね、いきなり最大の量を当初からつぎ込めるというものではなくて、徐々に徐々に立ち上げていくという、そういうものであります。

そうでないと発酵している菌が死んでしまうとか、いろいろなことがありますので、徐々に立ち上げていく、そしてフル発電に持っていく、そういうことになっておりますが、いずれにしても今、言われたように想定していなかった非常に長い寝わたりの部分ですけど、そういうことが少量であってもあるということ、それをどうやって、やっていくのか、そういうこともですね、徐々にクリアにしていっている状況でありますので、そのことについても今月の末までには、想定している処理をしていくということになっておりますので、ぜひですね、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松原政勝君） 中村議員に申し上げます。

今、3番の質問については、現状と今後の見通しということで質問されております。

今、産業振興部長、さらには町長のほうから見通しについて答弁がありましたので、できれば次に進んでいただきたいと、このように思います。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、次に進もうと思っておりました。

4番目の質問に入ります。計画では、副産物としての消化液は年間4万7,000トン、再生敷料は2万3,000トン生産されるとなっております。これらは販売され会社の収入になりますが、販売の見通しについてお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

副産物としての消化液と再生敷料の年間生産数量に関しては、別海バイオガス発電株式会社、昨年4月に行った事業説明会時の数量と思われませんが、この数量については、ス

ラリーを一日当たり100トン、堆肥を一日当たり180トン受け入れる予定として算出した数量です。

その後、参加農家との原料売買契約により、スラリーが一日当たり41トン、堆肥が一日当たり239トンとなったため、消化液が年間4万トン、再生敷料は年間3万5,000トンの生産計画としています。

消化液及び再生敷料ともに、7月末での実績報告では販売していませんが、8月に入り一部販売されています。

今後の消化液の販売見通しについては、原料売買契約では39件の酪農家から利用希望がある状況ですが、今後においても、消化液の効用等を周知して、利用者を増やしていく予定とのことです。

また、再生敷料の販売見通しについては、現在、試験的に使用している酪農家の反応も良く、9月から販売する予定であり、参加農家以外からも問い合わせがあることから、見通しは明るい様に聞いています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、今のお答えで消化液の生産については、もう既に行われていると。ただし、販売はまだだというお話でしたけれども、この消化液の生産については1日当たり75.5トンというふうになっていて、これも6割弱ですね、ということで、ただ、今後の見通しということでは明るいというふうなお話でしたので、今後の経緯を見ていきたいと思えます。

再生敷料についてなのですが、計画等では単位がですね、トンになっていたり、あるいは立方メートルになっていたりしています。

これで、再生敷料については本格稼働後、どのぐらい生産されたのかということについて、どうもしっかりといいますか、明確にできないというお話でした。

そういう単位の違いによるところもあるのかなと思えますので、ここの整合性をとっていただいて、これからは明示できるようにしていただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

今、中村議員おっしゃるとおり、その辺を統一した中で、今後、立米表現の部分で対応したいと考えます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 5番目の質問に入ります。消化液の土壌環境への影響について、昨年3月議会の一般質問でお聞きしましたが、当時の町側の答弁は「把握していない」ということでした。現在はどうでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

平成26年3月定例会では、消化液の土壌環境への影響について、「把握していない」と答弁しているところです。

その後、寒地土木研究所が実施している「廃棄物系改質バイオマスの農地等への施用による、土壌の生産性改善技術に関する研究」の報告書を正規公表前の段階として入手しています。

この研究には、本町中西別地区の共同利用型バイオガスプラントの廃棄物系改質バイオマスを利用した7年間の調査研究も含まれています。

報告書の内容を解りやすく説明しますと、「嫌気発酵消化液の腐食化が進行しており、施用した土がふかふかした土壌になる」とされています。

また、社団法人地域環境資源センターの調査研究では、「消化液施用時の炭素貯留効果は堆肥と同等であると推察する」との報告もあります。

いずれにしましても、本年度から、JA中春別が普及センター等関係機関の協力を得て、消化液についての実証試験を行う予定としており、会社としては消化液の効能等の結果について情報の共有を図った上で、酪農家に利用されるよう啓発していく考えであると聞いています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 恐らく土壌がふかふかになるというのは、乾燥密度の話ではないかというふうに思うのですが、この表層土壌の乾燥密度については、どうしてそういう結果になったのかというのをつぶさに確認をしなければいけないなというふうに思うのですが、この消化液に関する研究についてはですね、農村工学研究所もやっております。

これはちょっと古い資料ですが、2012年の3月に研究成果を発表しているのですが、この表層土壌の乾燥密度については、悪い結果が出ています。

非常に、乾燥密度が高いということは土壌がやわらかくならないということですね。

これは、このように具体的にですね、消化液の区間は非常に高いと。化学肥料をまいているところとほぼ同じだと。堆肥区のおよそ半分ぐらいだというふうに、半分というのは倍ですね、乾燥が倍になっていると。かたさが倍だという状況が出ていますし、炭素の量の話もされたかなというふうに思うのですが、炭素の量についてはですね、堆肥区のこれは5分の1ぐらいですね。という結果が出ているわけです。

残存率は、堆肥とこの消化液は、残存率は余り変わらないのです。そもそもこの消化液というのは炭素の量が少ないから土壌に残る炭素の量というのは絶対量が少ないのですよ。

だから、そういうことで違った結果が出ていますので、そこは慎重に考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

炭素量が少なくなると当然、微生物の数も少なくなります。その微生物の問題については調べているのですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

微生物については調べておりません。

いずれにしましても、先ほど申し上げたように、いろいろな報告書というか、研究者がやったデータについては出ているかと思えます。

ただ、中春別農協が中心となり、関係機関含めて、これから実証試験をやった中で、それらの検証しながら、その辺の部分を進めていきたいというものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 検証が十分にされていないということです。今のこのやりとりはですね。土壌中の微生物についての十分な研究行われてないという話であります。

だから、非常に検証がされていない中で大がかりな事業が進んでいくのは、いかなものかということをおは常々提起をしてきているわけでありませう。

そこでですね、6点目の質問に入りますけれども、「別海町バイオマス産業都市構想」では、5年以内に具体化する取り組みとして「第2号プラントの建設に向けた協議を継続して実施」するとなっています。また、10年以内に具体化する取り組みとして、「別海町～中標津町の…共有プラントの事業化構想について中標津町と検討を行います」とされています。

協議・検討の経過ならびに内容をお知らせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に、今、それぞれ中村議員のほうから農村工学研究所のデータについてお話ありました。

そういう大事なデータをもとに質問をされるのであれば、ぜひですね、我々もどういふところでどういふ研究をし、その結果のデータですよということをお、ぜひ、もう少し詳しくお示しをいただければありがたいかなと、そのように思っているところでもあります。

「別海町バイオマス産業都市構想」は、平成25年4月に策定し、同年5月に認定を受けています。

この構想の中の事業化プロジェクトの内容は、5年以内に具体化する取り組みとして、平成26年度に発酵槽への原料投入による立ち上げ、運転を開始し、平成27年度に本格稼働によるバイオガス発電及び売電の予定となっています。

また、町内の処理不足を補う第2号プラントの建設に向けた協議を、継続して実施すると記載されています。

第2号プラントの建設については、現在、稼働中のプラントが順調に稼働し、安定的に処理することを確認した上で、町、三井造船株式会社及び関係JAが協議することになるため、現時点では協議、検討はされていません。

また、10年以内に具体化する取り組みとして、別海町と中標津町の境界線付近の酪農家を対象とした、共有プラントの事業化構想については、中標津町がバイオマス産業都市構想を策定し、認定を受けた後、具体的な協議を開始することとなるため、これについても現時点では協議、検討はされておられません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 検討されていないというお話でしたので、先ほども申し上げましたとおり十分な検証ですね、重ねた上、そのプラス面、マイナス面、全部明らかにしてですね、そして、農家にも当然知らせる、町民にも知らせる、そうした上で町民、あるいは農家さんの意見をしっかりと聞きながらね、今後の計画を進めていくということが、大変大事になってきているのではないかと。

とりわけ、この第1号についてもですね、始まったばかりですから、なんというか、細かい点での指摘をするということは、余りよくないというふうに思いますので、しませんが、検証もしっかりして、そして、町民や農家の方の意見をしっかりと聞いて、慎重に進めるというべきだというふうに思いますが、その点ではどうですか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 当然ですね、検証、どういふ影響があるのか、当然それは必要な

重要な事項であります。

したがって、それはしっかりとこれからも関係機関との協力をいただきながら、進めてまいります。

しかしながらですね、このバイオマスの消化液については本町、中西別ですね、プラントにおいて、それぞれある程度の農家の方が実際にそれを使って、そして施肥をし、今までやってきております。

それらの状況を我々も聞いておりますし、また、寒地土木研究所、これも関与してきておりますので、それは研究も蓄積をされてきている。そういう中でありますので、確かにいろいろな検証の内容等あるとは思いますが、我々はそういう面では、土壤に還元した時点で、牧草を含めた、有益だということはある程度確信を得ながら事業を進めてきているということでございますので、今後しっかりと、これから農家の皆さんに広く利用していただくためにも、しっかりとそういう検証、データを含めて提供していく、これが大事なことと考えておりますので、そのように取り組んでいきたい、そのように思っております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大きな項目で2点目の質問に入らせていただきます。

選挙に対する関心を高め、投票率を向上させる取り組みについてであります。

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上となり、来年の参議院選挙から適用される見通しとなりました。

これからの社会を担う若い人々にも選挙に対する関心を高めてもらい、投票行動に結び付けていく取り組みが改めて問われています。

選挙に対する関心を高め、投票率を向上させるためにどうするか、町の取り組みについてお聞きします。

1点目です。18歳以上の高校生も有権者となります。高校生に対する選挙に関する教育、政治に関心をもってもらう教育をどう進めるべきか、また、町が出来る支援としてどういうものがあるか、考えをお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 中村議員の質問にお答えしたいと思います。

選挙権年齢が引き下げられることにより、新たに有権者となる若者には、社会の一員としての自覚や政治的な問題について意思決定できる能力がますます必要となります。

現状の高校教育では、公民的分野の中で政治のしくみ、選挙のしくみについて指導されています。

今回の公職選挙法の改正で18歳以上の高校生が有権者となりますので、高校では選挙権の行使等適切に指導されていくと考えます。

教育委員会としては、選挙権年齢の引き下げにより、新たに有権者となる若者はもとより、近い将来、有権者となる若者に対する選挙の啓発活動は重要であると考えています。

選挙管理委員会とも十分に連携・協力を図りながら、選挙に関する体験型学習など必要に応じて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今、教育長がですね、体験型学習という具体的なイメージについてもお話しされましたので、ぜひ、より具体的に進めていけるようお願いをしたいと思います。

思います。

とりわけ、非常に残念なことに、例えばこの間行われた衆議院選ではね、全体の投票率が52%なのだけれども、30代42%、20代は32%というふうに年齢が下がるにしたがって投票率が下がっていくという傾向にあります。

非常に残念なことでありますが、これについては高校としっかり連携して、より積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

2点目の質問に入ります。選挙や政治に関する教育は、高校生のみならず小・中学生にもその年齢・段階に応じた教育が必要です。これをどう進めるべきと考えているか、お聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

義務教育における授業は、小学校・中学校それぞれの学習指導要領に添って進められています。

選挙及び政治に関する教育についても、学習指導要領の中で段階に応じた指導となっています。

小学校では、第6学年の社会科の中で国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣及び裁判所の関連等について指導しており、中学校では、第3学年の公民的分野の中で民主政治や政治参加等の基本的な考えについて指導しています。

来年の参議院議員選挙から、18歳選挙権が適用される見通しとなっていますが、将来を担う子供たちが政治に関心を持ち続けるために、引き続き学習指導要領に添って、その段階に応じた教育を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これはもう本当に釈迦に説法ですが、教育基本法第8条は政治教育をうたっております。第8条政治教育、良識ある公民たるに必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならない。法律で定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。こういうふうに規定しています。

文科省のですね、これに関する説明がネットに載っておりますけれども、公民というのはどういう意味かということで、この文科省が言っているのはですね、積極的に政治的な関係に入る場合の国民という意味だと。つまり、積極的に政治にかかわっていく国民という意味なのだというふうに文科省が言っています。

そういう国民を教育によって育てていかなければいけないということでもあります。

それから政治的教養というのは何かということで説明していますが、単に、政治に関する知識を身につけるというだけではないのだというふうに言っています。

現実の政治の理解力、これは当然ですけど、及びこれに対する公正な批判力が必要だというふうに言っています。批判力です。各自のですね。これは誰に押しつけられるものでもないのですが。

しかも、先ほど申し上げたとおり一定のですね、特定の政党や政治団体に偏るということではないですよ。だけれども、各自の批判精力を養うべきなのだ、文科省自身が言っています。

そういう意味ではですね、大変、いろいろ難しい問題もあるのだけれども、教育委員会

の積極的姿勢が必要だというふうに私は思います。

今、お答えがあったのですけれども、ぜひ具体的な点で、より積極的な対応というものを求めていただきたいと思うのですが、1点提案ですね。

子供議会が実施されました。10数年前ですね、それは記念的なものとしてあったのですが、そういうようなものについては、そういうものというのは子供議会については考えておられないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松原政勝君） 中村議員に申し上げます。

ただいまの最後に質問されました、要するに子供議会の件については、今後、議会で検討するということになるかと思えます。

今ここで、答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが。

○13番（中村忠士君） 議長がせっかくそういうふうにおっしゃっているので、今後の検討材料ということで受けとめさせていただきます。

3点目に行きます。生涯教育としても選挙や政治に関心を持ってもらう取り組みが必要です。これまで生涯教育の面からどのような取り組みがされてきたか、また、今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 生涯教育学びの木における青年期を対象とした事業として、新成人を対象とした成人式を毎年1月に実施しています。

本事業は新成人を、町を挙げて祝福すると共に、成人となったことへの意義を自覚し、国民の権利と義務を認識することを目的に開催しているものです。

式典の中で、選挙に関心を持ってもらうために、毎回、北海道選挙管理委員会委員長のメッセージを代読し、新成人者に選挙権を有したことの意義を伝えております。

また、選挙の啓発冊子を出席者全員に配布し、意識啓発に努めております。

今後の取り組みについては、来年度より選挙権が18歳以上となることから、新成人が新たに選挙権を有するわけではありませんが、20歳となった多くの若者が集まる成人式において、従来のメッセージ披露及び冊子の配布を継続すると共に、選挙を身近に感ずることができる取り組みを講じてまいります。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3の質問は、4の質問にも関連しますので、4点目の質問に入ります。

社会人青少年に対する取り組みはされてきたでしょうか。例えば会社、事業所、団体内の啓蒙や働きかけがあるといいのではないかと思います。会社等に対する要請などは行われてきたでしょうか。

○議長（松原政勝君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、会社、事業所、団体等への啓発活動等は行っておりません。

選挙ごとに、啓発用ポスターを町内各公共施設、町内の商業施設等に掲示を依頼していますが、ただいま中村議員から頂きました大変貴重な御意見を参考に、会社、事業所、団体等へ啓発用ポスター掲示のお願いに合わせて、職員等が集まる朝礼等の際、選挙があること、投票に行くことの呼びかけを選挙管理委員会からの文書を付けて依頼したいと考えています。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 一步踏み込んだ対応を聞かせていただきました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5点目の質問に入ります。投票率が下がる傾向になかなか歯止めがかかりません。投票率の向上をめざし、より積極果敢な方策が必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

投票率については、本町のみならず、他の多くの市町村において低下してきており、投票率の向上対策に苦慮しているところですが、これといった抜本的な解決策が見つからないのが現状です。

町選挙管理委員会としても投票率向上を目指し、先の統一地方選挙において新たに取り組んだこととして、独自に作成した音声テープを使用した、投票への呼びかけの実施及び各支所、公民館の中で啓発テープを流し、来庁された方へ投票の呼びかけ等を行いました。

また、町長、町議会議員選挙時には、町選挙管理委員会独自で啓発用ポスターを作成し、町内の各公共施設、町内の商業施設等住民の集まる場所を中心としてポスターの掲示を依頼し、施設を訪れた方へ投票日の周知や投票への呼びかけを行っています。

今後においても、投票率向上の更なる検討が必要ですが、現在、国で検討されている商業施設等多くの人が集まる場所での投票所、期日前投票所の設置など、今後、示されるであろう国の基準や方策、指針等を確認しながら、より投票率向上に効果が期待でき、費用対効果の高い方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 国の基準等、公職選挙法が変わった後のですね、いろいろな基準なり、何なりが、これから出てくるということでそれに鑑みて町の対応もするというお話でしたけれども、今のお話の中に期日前投票の話が出てきましたけれども、平成26年9月に私質問したときに、期日前投票の問題についてお話をしました。答弁もしていただきました。

期日前投票ができる投票所を全町1カ所ではなく、複数箇所に広げられないかという提案をしたところですね、町長とも協議をさせていただいて、さらなる検討を行い、実施時期の確定はできませんけれども、実現に向けて取り組んでまいりたいという御答弁をいただいております。

1点、この期日前投票の問題についてはどういう検討になっているのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

期日前投票所の複数箇所設置の検討につきましては、現在、事務局で検討中でございます。先日、選挙管理委員会委員へ期日前投票所の複数設置に向けての検討事項の報告を行いました。

主な内容ですが、期日前投票所開設に向けての人員配置の問題であるとか、二重投票を防止するための方策、期日前投票所の場所や開設時間などの報告をしております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 実際に選挙管理委員会での討議も始まったということで、ぜひ、前に御答弁いただいたとおり、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

体のですね、なかなか動きが大変な方についての対応もお聞きをして、その点についても検討するということでしたので、それらも含めて投票率向上のために、これまでも本当に努力されてきたと思いますが、今後とも、より積極的な対応していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（松原政勝君） 13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで1時5分まで会議を休憩いたします。

午後 0時 5分 休憩

午後 1時 2分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

別海町における子育て環境の整備に関してお聞きします。

平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が推計した日本の地域別将来推計人口によると、別海町の人口は2040年に1万2,131人になると予測されています。今後25年間で3,000人以上の人口減という予測です。

幸い別海町は、高い出生率を維持しているため、この推計よりは緩やかな人口減になる可能性も十分にある状況ですが、地域が一丸となり、子供を生み育む環境をいかに整えるかが将来の別海町を左右すると言っても過言ではありません。

これまで国の制度は、教育基本法に基づいた幼児期教育を行う幼稚園と児童福祉法に従った保育の必要な子供の保育を行う保育所を設置する内容となっていました。

しかし、急速な少子化が進み、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、より総合的な支援が必要となり、平成24年の子ども・子育て支援法を契機に、平成18年より試験的に実施されてきた認定こども園の制度が本格運用されている状況です。

認定こども園は、これまでの保育園と幼稚園を、保育と幼児期教育の2つの役割を併せ持った施設に拡張するものであり、総合的に保護者に対する子育て支援を行う施設となります。

別海町でも今年度より認定こども園の動きが本格化しており、この仕組みが今後の別海町の子育て環境を大きく改善させる役割を担うものであると認識しています。

そこで、別海町の認定こども園を含めた子育て環境の整備について質問します。

まず、一つ目ですが、別海町におけるこども園の認定状況及び今後の計画・スケジュールについて、現段階で見込まれているものがあるか質問します。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が本年4月からスタートしました。

本町においても子ども・子育ての質、量の充実とともに、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指し、昨年度策定した「別海町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の施策を進めているところです。

この計画では、認定こども園への移行時期について、私立幼稚園2園は平成27年度から、町立幼稚園3園及び町立認可保育園2園は平成28年度から、僻地保育園6園についても、基準を満たす園は、順次、移行することとしています。

また、基準を満たすことが困難な僻地保育園は、将来的な児童数の推移などの条件を勘案した上で、運営形態を判断することとしています。

現在の状況としましては、町内にある2つの私立幼稚園は、本年4月から既に幼稚園型認定こども園に移行しています。

また、公立施設の別海、上西春別の認可保育園2園は、保育所型認定こども園に、野付、中西別、上西春別の幼稚園3園については幼稚園型認定こども園として、それぞれ平成28年度からの移行に向け、現在、申請作業を進めているところです。

なお、現僻地保育園は、来年度現在のままの運営方法とすることとしていますが、将来的にも基準となる児童数を満たす見込みの中春別へき地保育園は、平成29年度を移行目標年度としています。

また、他の僻地保育園については、児童数の推移などの条件を勘案した上で、平成30年度以降、順次、施設の運営形態を判断することとしています。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 現段階の計画、スケジュールありがとうございます。

これらのスケジュールや認定こども園のどのようになってしまうのかという内容は、保護者の方、今現在、通われている保護者の方にも当然周知しなければいけませんし、これからその園に入る保護者の方たちの候補の方ですね、若い世代の方たちに伝えなければいけません。

その周知の方法や、現在、やっているものを、周知の内容ですね、どのようなことを周知されているのかということをお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

保育園の運営に関して、いろいろな変更等があります場合は、その都度、保護者に対して説明会を実施し、その中で意見等もいただいております。

昨年度に当たりましては、全保育園に関して、新制度移行に関しての説明会を行い、また、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、アンケート等も行っており意見を集めていたところでございます。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員、よろしいですか。

小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 現在、園に通われている保護者の方への周知は了解しました。

これから子供を預けるようになる世帯に対する周知というものは、どのようなものを行っているのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

別海町の子ども・子育ての支援事業計画等につきましては、一般向けにも周知をホームページ等でしているところでございますが、認定こども園として、幼稚園型とか保育園型

として移行するという周知に関しましては、これから検討しているところでございます。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） これから子供を預ける、対象となっている世帯も、いち早くこういう情報は知りたいと思いますので、周知のほうに努めていただければと思います。

それでは二つ目の質問に移らせていただきます。

別海町において、こども園を設置する狙いと役割について質問します。

特に別海町の主産業である酪農と漁業を営んでいる世帯の子育てに関して、どのような影響を与えるのかについてもお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えします。

本町における保育園、幼稚園の設置状況は、公立認可保育園2園、公立幼稚園3園、僻地保育園6園、私立認定こども園2園となっています。

別海と西春別駅前市街地域には、保育園とこども園や幼稚園があり、その他の地域においても、おおそ各集落単位に保育園、または幼稚園を設置しているところです。

認定こども園は、教育、保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持った施設であり、子ども・子育て支援事業計画でも、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡充と質的改善」を目指しています。

本町の基幹産業の酪農と漁業への影響という点では、認定こども園へ移行する施設の地域では、これまでは保護者の就労状況により利用できる施設が異なっていたものが、保護者が就労している、していないにかかわらず同じ施設を継続して利用できる利便性が増し、子供にとっても育ちの環境面でプラスになるものと考えています。

また、認定こども園への移行困難な施設の地域においても、今後、ニーズ調査を行った上で、地域の要望に即した施設への移行を検討します。

今後も、計画に基づき、認定こども園の設置のみならず、教育と保育を提供する施設として機能の充実を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

さらに子育て世代が安心して子育てできる環境を確保することにより、働き盛りの世代の新規就労の促進につながるなど、酪農や漁業の基幹産業へも好影響を与えるものと考えています。

今後も、本町の発展には基幹産業の育成・支援とともに、子育て世代への支援は欠かせないものと考えています。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 今のお話を聞いてですね、一応、制度の成り立ち上、僻地保育園はどうしても、まだ基準を満せないのが残ってしまうということで、地域によって認定こども園に預けられる地域と僻地保育園に預けなければならない、そういう地域が分かれてしまうと思います。

そうすると僻地保育園というのは、制度上は保育のみの役割となっていますが、実際は教育的な幼児教育の機能を求める保護者の方もいらっしゃると思います。

その辺は、実際、保育園としては保育園の制度の上なのですけれども、教育的な部分の要素というのは、実際のところ取り込まれているのかどうか、現状を教えていただければと思います。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えいたします。

僻地保育園、また、認可保育園に限らず、今までもその幼児教育という面では、一定程度、幼稚園教諭とも連携しながら進めてきているところがございます。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 了解しました。

続いて、三つ目の質問に移らせていただきます。

別海町は、漁業から市街地、酪農地帯と広いエリアに多様な業種の世帯が存在し、各地域により子育て環境に大きな差異があると考えられます。

地域性を鑑みた子育て支援の取り組みについて、現在の状況と今後の方針について質問します。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

本町では、別海町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子育て支援に関するアンケートを実施しました。

その結果を踏まえ、ニーズに即した教育・保育の提供が行えるよう、就労状況やサービス利用の実態を考慮し、保育を必要とする量の見込みや地域子ども・子育て支援事業を位置づけたところです。

ただし、アンケートはサービス提供区域を町内全域として設定し、住民基本台帳からの無作為抽出により対象者を選定したので、地域単位の詳細なニーズ把握という点では困難なところもありました。

このため、アンケートの他に、施設ごとに新制度に関する保護者説明会等を行い、御意見をお聞きしたところです。

今後、特に僻地保育園から認定こども園への移行が困難な地域においては、その地域単位でアンケート調査を行うなど保護者ニーズを把握し、地域のニーズに合った保育時間や運営の形態を模索し、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育施設のあり方を含め、子育て支援の充実に努めてまいります。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 認定こども園の制度の移行にかかわる時期なので、いろいろこういうアンケート等の取り組みが行われているということは理解しました。

ただ、それ以外にも日常的に保護者の方は、その地域に応じたいろいろな要望というかですね、ニーズの違いがあると思います。

地域によって、どのような子育てに関する考え方が違うのか、ニーズが、需要があるのかということを定期的にくみ上げるような仕組みですとか、取り組みというものは何かされていますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えします。

保育園に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな変更がある場合には、こちらのほうから保護者に説明なども実施しております。

また、保育園運営委員会というものを条例の中で設置しておりまして、各園から委員を選出していただいておりますので、保護者からの要望が運営委員会を通じて寄せられるというような仕組みになっております。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 保護者の意見が運営委員会を通じて、きちんと行政まで声が届く

という仕組みが整っているということで理解いたしました。

子供はまさに地域の宝であります。その子供を産み、育てて、育み、子育ての環境を整えるのは、非常に大事な内容だと思います。できるだけですね、保護者の方のお父さんお母さんの目線に合わせて、その目線で、お父さんお母さんの目線で一緒に歩く行政となっていけるようなものを目指していければと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

質問のほうを終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、1番小椋哲也議員の一般質問を終わります。

次に、11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。11番瀧川榮子議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1問目です。異常気象による公営住宅の不可抗力破損対応についてです。

近年、異常気象による大雨や暴風雪など珍しくありません。北海道の中で雪の少ないとされた道東でも例外ではなくなりました。こうした状況が今後も続くことは予想されません。

異常気象による大雪は、公営住宅の入居住民による除雪が困難な状況があると聞いており、それに付随した問題が発生する可能性が考えられます。

そこでお聞きします。

一つ目として、基本的には入居者の責任で協力し合い、除雪を行うように入居時に説明されていると認識していますが、異常気象による大雪の場合、入居者の除雪への対応は、どの程度必要と考えておられるかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 瀧川議員の御質問にお答えをいたします。

降雪量の多少にかかわらず、除雪を含む環境整備等は入居者の皆さんに全て対応していただくこととなります。

なお、昨年の記録的な降雪により、羅臼町のようにすっぽり住宅が埋まり、外に出られない等の危機的状況の場合は、災害として町営住宅の有無にかかわらず、町を上げて全力で対応いたします。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 一応町としてはそのような認識でおられるということで、2問目です。

除雪を業者に依頼するには高額な費用がかかることから、高齢者などは大雪であっても雪解けを待つ状況があります。

危機管理上2箇所の出入り口が必要と考えますが、大雪により1箇所がふさがれる状態が続くことがあります。

積雪状況により、町としての対応が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたします。

先ほどの御質問の際に申し上げましたが、玄関あるいはベランダ側の除雪につきましても、入居者それぞれに対応していただくこととなります。

なお、町道から駐車場等の共同施設までを連絡する構内道路は、入居者以外の通行もあることから町が除雪をしています。

また、入居者のうち、高齢者や障害者世帯等の要保護世帯につきましては、福祉部が所管をしております、「要保護世帯除雪事業」を紹介して、現在は25世帯が対象となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 高齢者の方や障害者の方、また、低所得者の方たちだと思うのですが、その方に対しては町として対応するという事なのでは、去年のように羅臼なんかでは、町の職員が除雪に行ったり、自衛隊に要請したりということなのでは、その辺のところの基準というのですか、基準などについては、どのように考えておられるのか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 先ほども第1問でお答えしましたが、災害の状況ということで、それがいわゆる天候としてですね、災害と認知され、そしてその町にも本部も設置をしてということで、状況判断をした後にですね、対応するという事になりますので、通常の除雪の場合は公営住宅に限らずですね、民間の皆さん、いわゆる町の対策としてはですね、全町6,600世帯同様の扱いをするということでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 高齢者の方とか障害者の方、低所得者の方がたくさん入っておられる公営住宅に対しての町としての姿勢としては、大変厳しいものがあると思うのですが、そこのところですね、皆さん本当に自分たちで除雪することがなかなかできない、中に入っている人たちが相談し合ってもなかなか除雪ができない、それと業者に頼むには余りにも雪が多過ぎて、その高額になるということで、除雪ができない状況にあるというのが現状なのでは、その雪がどれぐらい公営住宅のところに覆いかぶさっているかというのは、町として確認はいつもされているのかどうかということをお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたします。

まず、町として厳しい対応ということでございますが、全国の自治体で除雪の対応をしている自治体はございません。管内をとりましても同様でございます。

また、状況によりましては、近隣では、釧路町等々は入居者で管理組合をつくりまして、いわゆるその除雪、それから夏場の芝刈り等々を全て自分たちで賄うということで、管理費用を徴収して運営をしているということでございます。

実際は制度上、政策上、そういう対応がとれないということでございます。

それから、確認をしているかということでございますが、それは各住宅、平屋の住宅、それからその2階建てという部分もございまして、随時、降雪があった場合には、職員が確認をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 公営住宅の除雪とか草刈りについて、前にも質問したことであ

りますが、それについては今回の質問からは外れますので、3番目の質問に移ります。

屋根から降りる雪でガラスが割れてしまうのではないかと心配が続くことがあります。

自然災害でのガラスの破損は十分考えられますが、こうした入居者が故意に破損したものである場合の費用負担はどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをします。

自然災害での修繕に伴う費用負担については、災害の状況によるものと考えますが、入居者が適正な維持管理を行っている中で、屋根からの落雪により窓に飛散してガラスが破損したなどの場合には、入居者の責には該当せず、町負担で修繕すべきものと考えており、実際に対応しています。

昨年度につきましては、異常な大雪でもあったことから、落雪による窓ガラス保護のため、合板の貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 合板の貸し出しが出たということなのですけれども、去年、公営住宅のほうに、住民の方から何か要請があったのかもわかりませんが、A4の紙で、内容が送られてきたのを見せていただきました。

そのときには、ガラスが割れたら全てあなたたちの負担で直すことが必要なので、除雪を必ずするよというふうな、大まかで言うとそういう内容のものが配られてきて、住民の人たちは本当に不安になりました。ですので、もし、その合板とか貸し出しがあるということであれば、そのことについても住民の皆さんに、主に一階の方、平屋の方ならそのまま一階なのですけれども、2階建ての方は1階の方にそういうことを周知していただくということが必要だと思うのですけれども、その周知というのはあったかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをします。

前段の話でございますけれども、公営住宅でございますので、入居申請時、それから入居が決定して、入居説明等々でそれらも含めて入居者が対応していただくということで御納得をさせていただいて、入居していただいているという事でございます。

議員御承知のとおりだと思いますけれども、公営住宅法にはそういう規定もございます。条例もそういうことで、御納得をいただいているということとなっております。

町の住宅ですから、町民の皆さんの財産ということになります。それを貸しているということで、いわゆる民間のアパート、マンションとは全く異なります。いわゆる共益費、管理費をとって運営しているという状況でございます。それでも納得していただいて、自分の家と同じように適切に管理をしていただきたいということで、入っていただいているというところでございます。

そういう観点から申しますと、自分の家であれば、屋根から雪が落ちてきたと、それはそのベランダ側が危険だということになれば、それを対処していただくということなると思います。

ただ、議員御指摘のとおり、高齢者の入居されている方もいっぱいいらっしゃいます。そういう面ではですね、町内会活動と同じように、それぞれの住宅の皆さんには、若い世代の皆さんに、その辺の注意をしてやってほしいということで、その辺のコミュニティを

醸成するように促しているところもございます。

ただ、全て対応ということになればですね、公営住宅の対応については、その周辺住民の皆さんも注視をしているところでございます。

また、我々の、町の政策といいますか、国の政策、自治体の施策といたしましては、当然、住宅は各自治体が整備をいたしますけれども、その運用に関しては、他の住民の皆さんとの不公平感を助長しないようにということの注釈もでございます。

その辺も御理解をいただいて、今後も対応していきたいというふうに思います。

それから、最後の質問でございましたけれども、そのようなお答えをいたしましたけれども、当然、その辺も御注意をしてくださいよということでは、お伝えをしておいたというふうに聞いております。

今後につきましてははですね、当然、こういう事態も想定した中でですね、広く認知していただけるようにですね、各戸にチラシ等を、また、それから相談の機会もございますので、そういう機会を利用しながらですね、町の政策、そしてその公営住宅の入居者の責務ということもですね、また再度、理解をしていただいて対応したいというふうに思います。

以上でございます。

申しわけございませんでした。合板の貸し出しの周知につきましては、確認をして後ほどお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議長ちょっとお時間をいただきたい。

○議長（松原政勝君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（松原政勝君） 会議を再開いたします。

建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたします。

昨年度の合板貸し出しについては、全体に周知はしてはおりませんでした。問い合わせのあった箇所を確認して、合板を届けたということでございます。

今年度以降につきましてははですね、その辺も含めて、こういうこともあるということで、広く周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 貸していただいた合板を、入っている人がきちんと窓ガラスが割れないように設置できるかどうかというのは、本当に難しい問題なのかなと思うのですが、取り付け方なども教えていただいて、住民の方がつけられようにしていただければと思います。

そして、この3番目の質問の中では、自然災害のときに住民の人たちが故意に破損したものでなければ、全面的に費用負担は入居者にかかるのではないということを確認できたと思いますので、それが一つの安心材料となりました。

次の質問に移ります。

2問目です。日本国憲法に対して考え方についてです。

1947年5月3日に日本国憲法は施行されました。国民主権がうたわれ、戦争放棄が

明記されました。

また、戦後70年、どの国とも戦わない国として世界の国々から称賛を浴びてきました。

しかし、今、多くの人たちが政府の考えるこれからの国の方向性を心配し、「憲法を守れ」という運動が広がっています。

これから続く世代に「平和憲法」を残していくことは大切なことだと考えています。

そこで町長にお聞きします。

町長として、現在ある「日本国憲法」、そしてその中に貫かれる「立憲主義」を守っていかなくてはならないと考えておられますか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

「立憲主義」を守るということについてですが、国の最高規範である「日本国憲法」のもと、権力分立の原則に立って政治が行われていくよう立憲主義が守られていくことは、重要なことであると考えています。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） いいお答えを聞かせていただきました。

私たち、国民の権利と義務というところで、この憲法を守っていくためには、私たち一般国民も常に普段の努力によって、この憲法を守っていきなさいということが憲法の中に、憲法12条の中に書かれています。

そして、今、町長がおっしゃったように最高法規、この中にはこの憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであると書かれています。

きょうはこういうふうにして、町長から立憲主義のことについて答えていただきました。

町長の考え方を知ることができて大変よかったと思っています。

私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

次に、7番今西和雄議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（今西和雄君） 通告に従いまして、2点町長に質問させていただきます。

1点目、酪農担い手確保について。

別海町において、今後いろいろな仕事の担い手を確保することが、大きな課題として考えられます。

今回は、酪農の担い手確保に向けての町の考え方について質問します。

1点目、残念ながらここ数年、酪農・畜産経営を断念された方が、毎年二桁の戸数に上り、今後にも大きな不安を示しています。原因の一つに、後継者不足が挙げられています。酪農・畜産が先行き不安、不透明であることも否めません。

しかし、別海町の基幹産業として、さらには国の食糧生産の一役を担う町として、しっかりとした対応が必要と考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今西議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成16年に869戸あった酪農家戸数は、平成26年には713戸と、この10年間で156戸が減少しています。

離農者数が増加する一方、年間の新規就農者数は1桁台で推移し、この5ヵ年平均では、離農戸数約20戸に対し新規就農戸数は2.8戸となっており、減少分を補うことは困難な状況となっています。

本町の地域経済を支える基幹産業として、酪農・畜産業が今後とも健全な発展を遂げるためには、後継者不足などによる離農問題に対し、危機感をもって町をあげて取り組まなければならない状況と認識しています。

本町では、後継者対策の一環として、「菊と緑の会」を主体とした花嫁等対策を実施し、これまでに町内農家の10%以上に当たる89組が成婚されています。

今後も、後継者が安心して営農に取り組めるよう草地の植生改善を始め、生産体制の効率化を図るなどして、次の世代が希望を持ち、安心して酪農経営を継承していける環境づくりに努めます。

また、後継者問題に関しての新たな対策については、どのような支援ができるのか、JAを中心として関係機関とも協議を進め検討してまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今、細かく今までの推移も含めて、お答えがありました。

自分たち世代が酪農に取り組んだときには、結婚して子供が生まれると男女にかかわらず、後継者ができたな、よかったな、そういう話がよくされました。

今でも若い世代の人たちに子供ができますと、後継者できたな、次の世代につなげるな、そんな地域の声が聞かれています。

先ほど町長が言われましたように、いろいろな環境を整えるのも大きな一つの後継者担い手を確保する大きなことにつながりますが、やはりその地域のそういった一人一人の、現実的に、今、酪農を営んでいる人たちのそういった一声一声も、やはりこれからの、今後継者不足、あるいは担い手不足と言われている問題解決の一つに、本当にささいなことですけど、そういう環境づくりもやはり必要かなというふうに自分は考えております。

それで、2点目です。町長行政方針の中でも、研修牧場を担い手確保の最前線に据えて取り組むと、そういう方針が示されました。

平成9年から研修牧場において、酪農研修生を受け入れ、80組以上の新規就農実績として報告されています。

恐らく、平成9年、10年、11年ごろには、別海町に夢を抱いて、研修をし、この大別海町で農場を持つ、そういう意気込みできた研修生が恐らくたくさんおられたと思います。

しかし、現在、言われるとおりに研修生を確保する事態がなかなか厳しい現実ということで話を聞いております。

そういう意味では、今後も各関係団体と連携を図り、さらに研修牧場の充実に努め、研修生の確保に向けて取り組むべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの御質問につきましては、私のほうから回答させていただきます。

研修牧場は、酪農に必要な基本的知識や実践的技術を身につける場として、平成9年から現在までに84組を受け入れ、そのうち67組が新規就農しています。

開設当初は、繋ぎ牛舎のみでありましたが、その後、フリーストール牛舎の建設や独身研修生を受け入れるための住居建設等、研修の多様性を図ってきているところです。

継続的に新規就農させるためには、研修生の安定的な確保が不可欠であり、最も有効的な手段である新農業人フェアが東京や大阪で開催されていますが、このイベントに町、農協、研修牧場が参加し、研修生の確保に当たってきたところです。

今年度から、町及び農協は全ての新農業人フェアへ参加するとともに、新たに北海道新規就農・農業体験市町村参加拡大セミナーにも参加し、研修牧場と連携して研修生の確保に向け取り組むこととしています。

また、将来、担い手となりうる人材発掘のため、農協と連携し高校・大学等を訪問して、新たな研修生確保に向けて取り組むこととしています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 若干、次に質問する内容にも踏み込んだ回答をいただきました。

担当部署とか農協とか研修牧場の職員とか、いろいろな形で確保に向けての活動を展開へされていると思いますが、あわせて、例えば今までに研修生として、この別海町で実際酪農経営を行っているとか、あるいは若い世代の酪農青年とか、そういう人たちの、やはり生の若い人たちの声も伝えながら、町の魅力とか酪農の魅力とか、そういう動きもやはりあわせて必要かなというふうにも思っておりますので、その辺も今後の取り組みの中に取り入れていただければと思います、その辺よろしくお願いします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 新規就農者の確保については、大変重要なことと考えておりまして、これからも積極的にやってまいりたいと思っておりますが、今、御指摘をいただきました、特に新規就農された、実際に就農されている皆さんですね、そういう方々が一緒にこれから新規就農したいという皆さんへの説明、これは非常に説得力があるということだと私も思いますので、ぜひその辺を含めてですね、積極的な新規就農者、候補者、研修生の確保に向けてですね、そういうことも考えながら、今後、取り組んでいきたい、そのように思っております。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 関連がありますので3番目ですけど、各関係団体、特にJAとの連携は大事です。

現在、具体的に取り組んでいることはありますか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

担い手確保対策につきましては、先ほど申し上げました新農業人フェアへの参加を初め、各農協とも問題意識を共有しながら取り組んでいるところです。

また、今年度から農政課内に担い手対策プロジェクトチームを立ち上げ、担い手対策に係る現状と課題を洗い出し、対策を検討しています。

今後、このプロジェクトチームで検討された内容をベースに、町、農業委員会、JA、普及センターで構成する「別海地域担い手育成総合支援協議会」の中で、担い手対策を初めとした諸問題に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） いろいろ挙げて担い手確保対策に取り組んでいるということで、私たち議会も、そういう意味ではしっかりといろいろな形で協力していくべきだなというふうに改めて感じております。

さきに示された根釧酪農ビジョンの大きな表題の中に、「我が国の酪農を牽引し続ける根釧酪農の確立を目指して」、こういう大きく銘打っております。

その中心となるのが、やはり別海町であり、我々別海の酪農家であると自分は自負しております。

そういう意味では、その先頭に立ってやはり町長はそういった考えをもとに、いろいろな担い手を含めたことで、会議とか出るときには、そういう背負いながらいろいろな考えをしっかりと伝えるというそういう役割を今まで以上に、果たしていただきたいなとそんなふうに思います。

一言お願いします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今西議員の御指摘、おっしゃるとおりだと思っております。

特に本町については、まさに国家的なプロジェクトで開拓された広大な草地資源を生かしながら、日本一の生乳生産の町としてですね、食料生産基地としての役割を今日まで果たしてまいりました。

これからも、この本町の有利な条件を生かしながら、全国一の郷土力、そして生産力を持つ酪農大国別海町としてですね、さまざまな課題がありますが、これをしっかりと関係機関含めて、しっかりと克服するためにさまざま対策をしながら、積極的にですね、有効な施策をつくりながら酪農振興をですね、しっかりと図っていく。これが本町の将来に向けて大変大事なことでありますので、そのことをしっかりと念頭に置きながら酪農振興を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 今、言われているように町長からも力強い取り組む姿勢が示されました。

道東あさひに限ってですけれども、道東あさひの酪農に取り組んでいる組合員が今までも数件ありましたけれども、これから五、六年先には100年牧場の牧場がかなり出てきます。この100年間、やはり別海町の酪農をいろいろな課題を乗り越えて、今日まで繁栄に努めてきた。そういう意味では、今、本当に担い手を確保するというのは大変な課題として抱えておりますけど、今の担い手が、さらにまた2代目、3代目とつながるような、そういった別海町の酪農の形、酪農の方向、やはり皆で構築し、受け入れていく責任があるなと改めて感じました。

1問目の質問はこれで終わります。

それでは二つ目の質問をさせていただきます。若干関連がありますが、町政施行50周年について。

別海町は6年後に町制施行50年を迎え、さらにその後には開基150年を迎えます。

町の歴史をしっかりと残し、後世に伝え、さらなる町の発展につなげていくことは、我々世代の責任と考えます。

町長も行政方針の中で、先達の高い意思や強い意思を思い起こし、行政運営に取り組む
そういう考え方を示しております。

まだまだ先のことと考えがちですが、今日の時の巡りの早さからしますと、意識しながら
歩むべきと考え、質問させていただきます。

平成13年に町制施行30周年を迎え、記念誌を発行されていますが、その後の20年
間では町の様相が大きく変わってきています。

ぜひ、何らかの形で歩みを残すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 本町はこれまで、昭和41年11月に開村88年記念行事の一環
として別海村小史を、昭和53年に別海町百年史、また、平成15年には町制施行30周
年を節目として、別海町30年史を発刊しています。

苦しい時代を乗り越えてきた開拓の記録、大型酪農への転換の記録、めまぐるしく移り
行く産業の記録等、いままでの歴史や村から町に発展していった経過等が記載され、後世
に残る本町の貴重な歴史資料となっています。

議員御質問の町制施行50周年となる平成33年には、何らかの形で記念事業を考えて
いかなければならないと考えていますが、さらに、その7年後に迎える開基150周年も
見据えながら、余裕を持った対応をしてみたいです。

○議長（松原政勝君） 7番今西議員。

○7番（今西和雄君） 前向きな回答をいただきました。

30周年史のあとがきの記しを確認しましたところ、ちょうど行財政改革が始まる折
で、際立ったそういった行事も控えながら、30周年史という冊子を中心に記念誌として
出されたと記してありました。

もちろんそういうことで、いろいろな手だてを考えながら、予算をかけて云々というこ
ともあるでしょうけども、いろいろな形で、これから少し時間もありますので、ぜひ、
やっていくという方向の中で、いろいろな手だてを考えながら、次の世代にこの別海町、
大別海町の歴史一こま一こまをしっかりと残していくということで、よろしくお願いた
したいと思います。

○議長（松原政勝君） 答弁はよろしいですか。

○7番（今西和雄君） よろしいです。

○議長（松原政勝君） 以上で、7番今西議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

議案調査のため、9月10日の1日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日は、各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

また、各常任委員会が終了後に、第1回決算審査特別委員会が委員会室1で開催されますので、委員の皆さんは準備願います。

以上で終わります。

どうも御苦勞さまでございました。

散会 午後 2時 3分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員